

5 障害児の療育支援等について

(1) 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、17年度予算（案）においては、B型について10か所増を図ったところである。

この事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、国庫補助の対象について、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、実施施設について弾力的な取扱いをしているところであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、A型であるにも拘わらず、長期間にわたって利用者が少数に留まっている施設にあっては、ニーズの再度の把握を行い利用増に努めるとともに、利用が伸びない場合には、B型への転換を含め検討するなど、適正な事業実施に努められたい。

(2) 難聴幼児通園施設の運営について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になる。従って早期に聴覚障害を発見し、児童及びその家族に対して援助を行うことは重要である。

聴覚障害の早期発見については、平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、事業の実施にあたって、難聴児に対する早期療育が開始できるよう努めることとされているところである。

また、高度の聴覚障害に適応する人工内耳については、装着後に長期の訓練が必要となることから、身近な施設で療育が受けられる体制整備が求められているところである。

このように、難聴児に対する適切な療育の提供体制を整えることは重要となっていることから、次の事項に留意の上、その推進に努められたい。

ア 難聴幼児通園施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進に努めること。

イ 難聴幼児通園施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、施設の設置に努めるとともに、障害児通園（デイサービス）事業などの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図りたい。

ウ 難聴幼児通園施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導方願います。

(3) 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について

障害児施設への入所に係る実施主体の在り方や施設体系については、障害者自立支援法案の施行後3年を目途として、大人と同様の新たなサービス体系への移行等について検討を行い、必要な措置を講ずることとしているところであるが、障害児施設における喫緊の課題である虐待を受けて障害児施設に入所する児童や重度重複の障害をもった児童に対する支援体制の充実を図るため、平成17年度予算（案）において、入所施設における暫定定員の設定基準を引き上げ、その財源を基に、「被虐待児受入加算費」及び「重度重複障害児加算費」を創設することとしている。

障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について（案）

1. 目的

本加算費は、虐待を受けて障害児施設に入所する児童又は重度重複の障害をもった入所児童等に対し、よりきめ細かな支援が行えるよう、必要な職員の配置等施設のニーズに応じた一層の支援体制の充実を図り、もって、障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 被虐待児受入加算費

(1) 対象児童

本加算費の対象となる児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17

日雇児発第 0517001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。)の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

- ① 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。
- ② 施設入所当初は本加算費の対象となっていない児童であって、その後の入所期間中において、過去に虐待を受けていたと児童相談所において認められた児童。

[注] ここでいう被虐待児とは、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条にいう「虐待」に該当する児童を指し、本加算費の対象についても 18 歳に満たない者を対象とする。

(2) 適用期間

本加算費の適用期間は次の①又は②によるものであること。

- ① 施設入所段階で当加算費の対象となった児童については、入所後 1 年間を適用期間とする。
- ② 施設入所後に本加算費の対象と認められた児童については、児童相談所が認めた月から 1 年間を適用期間とする。

なお、本加算費の対象となった児童が、適用期間中に他の施設（施設種別の変更を含む。）への入所の変更を行った場合には、(1)のただし書きに関わらず、入所の変更後の施設において、入所の変更前の施設の残余期間について適用できることとする。

ただし、虐待を受けた児童については特に安定的な環境の下での職員との信頼関係の構築及び愛着の形成が必要であることから、児童相談所は児童が 1 年を経ずに他の施設へ入所の変更となることのないよう予め必要な配慮を行うこと。

3. 重度重複障害児加算費

対象児童等

本加算費の対象となる児童等は、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」（平成 9 年 10 月 17 日厚生省障第

263号厚生事務次官通知)の別紙「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の別表1に定める重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加算費の対象児童等であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する児童等であること。

なお、加算費の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴かなければならない。

[注] この通知でいう「児童等」とは、18歳未満児及び在所期間の延長による18歳以上の者を指し、本加算費の対象については18歳以上の者も対象とする。

4. 加算費の使途

本加算費は、被虐待児又は重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、それぞれの加算費の目的に従って支出するものとする。

5. 経費

被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費については、交付要綱に定めるところにより支弁するものとする。

【交付要綱案】

各月の支弁額の算式

① 被虐待児受入加算費

被虐待児受入加算月額保護単価 37,800 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数

② 重度重複障害児加算費

重度重複障害児受入加算月額保護単価 32,000 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数

(参考)被虐待児受入加算費の適用期間について

(例 1)平成17年4月1日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年4月～平成18年3月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 2)平成17年5月5日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年6月～平成18年5月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 3)平成17年5月5日入所(被虐待児として認められ、1年未満の平成18年2月7日に退所) → 平成17年6月～平成18年2月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 4)平成17年4月5日入所(入所後、平成17年7月1日に被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年7月～平成18年6月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 5)平成17年1月8日入所(被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年4月～平成18年1月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 6)平成17年1月8日入所(入所後、平成17年7月1日に被虐待児として認められ、1年以上継続して入所) → 平成17年7月～平成18年6月まで

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(例 7)適用期間中に18歳になった者

平成17年5月5日入所(入所時17歳6か月。被虐待児として認められ、在所期間を延長して入所) → 平成17年6月～平成18年5月まで

(適用期間中に18歳になった者は期間満了までは対象とする)

17年1月 2月 3月 17年4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 18年1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

(4) 障害児施設における暫定定員の設定基準の変更について

今般、「被虐待児受入加算」及び「重度重複障害児加算」の創設に当たって、暫定定員の設定基準を83%から90%に引き上げることとしたことに伴い、暫定定員の算定方法を次のように変更することとしているが、算定に当たって、一時保護委託児童数を人数に加えるほか、直近3年度の平均による算出を可能とするなど、一定の配

慮を行っているところである。

なお、今般の暫定定員の設定基準の見直しについては、入所施設のみを対象としているところであり、通所施設の暫定定員の設定については、従前のおりである。

障害児施設（入所施設に限る）における暫定定員の計算方法について（案）

【現行の算式】

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児を含む。)の合計数
÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]
× 1.205以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

【見直し後の算式】

次の算式1から算式4のいずれかにより算出することとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

(算式1：前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)
÷ 30.4日 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2：直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)
÷ 3年 ÷ 30.4日 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3：前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数
÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4：直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数
÷ 3年 ÷ 12月(小数点以下の端数切り上げ)]
× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

【事務費保護単価の特例措置の基準について】

(昭和47年4月3日児企第13号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

平成17年度の保護単価の設定に際して、次に掲げるような事例があり、定員の改定または暫定定員の設定が極めて困難な場合には、交付要綱の保護単価等の特例措置に関する協議を当省に対して行なうものとする。

- 1 暫定定員を超過して入所措置を行い、その超過期間が連続して3ヶ月を越えるもの、かつ、管内の他の同種の施設も定員をおおむね充足しているもの
- 2 その他明らかに合理的な特殊事情があると認められるもの

【10月計算の適用】

(昭和47年4月22日児企第15号厚生省児童家庭局企画課長通達関連)

暫定定員の設定に当たっては12月平均による算出方法が原則であり、10月計算については、都道府県等において暫定定員の設定を行う場合に個々の施設の状況を勘案して適用するものであり、一律に10月計算を適用することは認められない。例えば、12月計算でも繰越金や人件費積立金等の活用により、児童の処遇の低下を招かないと判断される場合においては、10月計算は適用しないものとする。

なお、上記によってもやむを得ず10月計算の適用を行う場合は、次に掲げる事例について、当分の間、事務費保護単価の特例措置の基準2に該当するものとして取扱うこととし、①については、下記のいずれかの計算方式によって差し支えないものとし、また、これに該当する施設は当省の包括承認があったものとみなし、個々の施設についての特例措置の協議は必要としないものとして取り扱われたい。

また、②の事例についても次のいずれかの算式によるものとする。

- ①学齢の児童が多いため年度のはじめに特に児童数が減少するなどの理由により、各月初日現在の在籍児童数が月により変動のあるもの。
- ②暫定定員の設定を行うことにより、現にいる職員の整理が必要となるもの。

(算式1：前年度の在籍児童の延べ日数)

[前年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)]

÷30.4日÷10月(充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)
×1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式2：直近3年度の在籍児童の延べ日数)

[直近3年度の在籍児童の延べ日数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)]

÷ 3年 ÷ 30.4日 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式3：前年度の各月初日の在籍児童数)

[前年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

(算式4：直近3年度の各月初日の在籍児童数)

[直近3年度の各月初日の在籍児童数(私的契約児、一時保護委託児を含む。)の合計数

÷ 3年 ÷ 10月 (充足率の低い2ヶ月を除き、小数点以下の端数切り上げ)]

× 1.11以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

6 平成17年度における障害福祉施設の整備について

平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととして事務を進めているところであり、各都道府県・市においては、各地方厚生(支)局に対して、速やかに関係書類を提出されるよう、ご協力願いたい。

なお、提出が遅れる場合にあっては、当初内示の時期が遅れることとなるので了知願いたい。

平成17年度の新規分については、平成17年1月19日の全国厚生労働関係部局長会議においても示したとおり、極めて厳しい状況にあることから、平成17年度において緊急性の高い整備が協議されているものと理解しているところであるが特に、入所施設については、真に必要なものに限定することとしていることから、ソフト事業面について、今後、必要な資料を求めることもあるので了知願いたい。

7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

(1) 指定居宅支援事業者への指導監査の徹底等について

15年4月の支援費制度発足以来、指定居宅支援事業者（以下、「事業者」という。）数が着実に増加している一方で、支援費の不正な受給による事業者の指定取消し処分の報告を受けているところである。

このような状況を踏まえ、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められているところである。

については、各都道府県・市におかれましては、事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。また、管内市町村に対しては、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分審査するのはもちろんのこと、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されるようなことが無いよう事業者（基準該当事業者を含む）を指導いただくとともに、支給決定者への制度の周知を図られますようお願いする。

(2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

① 人権侵害等の防止について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として後を絶たず、この中には、刑事事件にまで及んでいる事案も見受けられることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等にあつては、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合に

よっては、法人組織の再検討も視野に入れるとともに、関係者の社会的責任を明確にするために氏名の公表等も検討されたい。さらに、内容によっては、刑事告発の可否も検討されたい。

なお、人権侵害等の不祥事が発生した施設については、

- ・ 施設における職員会議や法人理事会が管理者等の一方的な意思の伝達の間場となっているなど実質的に機能していないこと
- ・ 利用者の家族等とのコミュニケーションが希薄であったり、情報公開や第三者評価等の取組が低調であったりすること
- ・ 施設支援計画が形式的には定められているが、その内容に個人差がなく、適時適切に見直しがなされていないこと
- ・ 特定の利用者への支援が特定の職員のみによって行われており、組織として利用者の状態の把握ができておらず、かつ支援目標等が共有されていないこと
- ・ 職員の支援技術の向上のための研修への参加が低調であること
- ・ 苦情解決体制は整備されているが、苦情解決の実績が皆無に近く、実質的に機能していないこと

といった状況が見受けられることから、これらの状況が複数又は単数であっても顕著にあると判断される場合は、例えば、以下のように、指導・監査手法を工夫し、その実態の把握に努めるとともに、問題点を早急に改善するよう重点的な指導を行うことを検討されたい。

また、このような施設においては、一時的に問題点が改善されるのみの場合も考えられることから、継続的に指導を行うよう留意されたい。

【指導・監査手法の工夫（案）】

- ・ 日時を特定せず、指導・監査等を行うこと
- ・ 指導・監査時においては、施設の管理者や法人の責任者だけでなく、個々の職員からも施設全体の運営に当たっての課題や利用者支援における問題がないか意見を聴くこと
- ・ 指導・監査時においては、利用者等の意見を聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、人権侵害防止に関する施設としての考え方、取組状況及びその評価について聴くこと
- ・ 施設の管理者や法人の責任者に、支援困難者に対する施設としての支援方針、取組状況及びその評価について聴くこと

※ なお、施設の職員や利用者等に意見を聴く場合には、本人の意向を踏まえ、本人に不利益が及ぶことのないよう十分配慮した方法で行うこと

② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であり、都道府県等においては、引き続き、指導監督の徹底に努められたい。

③ 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、発生防止に努められたい。

④ 苦情解決の取組について

障害者（児）福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者（児）福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至りうることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利擁護を確立する上で極めて重要な位置を占めるものであることは、申し上げるまでもないことである。

平成15年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設が見受けられる。

都道府県においては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもちろん、利用者やその家族に苦情解決の仕組みや窓口の存在（都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の役割や各施設との関係も含めて）を分かりやすく具体的に周知できるよう、引き続き指導徹底を図られたい。

（参考）障害者施設の取組み状況

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
身体障害者療護施設	450	441(98.0%)
知的障害者更生施設	1,430	1,394(97.5%)
障害児施設	830	790(95.2%)

※「平成15年社会福祉施設等調査」より

⑤ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところである。なお、障害分野における第三者評価基準等については、年度内を目途に通知する予定である。

障害関係施設・事業所においてもサービスの質の向上を図る観点から積極的に第三者評価を受けることが重要であることから、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備促進を図るとともに、管下施設・事業所に対して、第三者評価の受審を促すようご指導願いたい。

8. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園においては、一昨年10月の独立行政法人化以来、入所者の地域移行について、積極的に取り組んでいるところである。

入所者の移行先については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところである。実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけ・情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組を全国に事例として発言することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っており、その詳細については、ニューズレターを通じて情報提供をしているところであり、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係地方公共団体等との協議を行っているところであるが、さらに、対象を広げ、複数の地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方をお願いしたい。

(2) のぞみの園における養成・研修の実施について

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援の業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方お願いしたい。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域移行セミナー (基礎コース)	3日	300人	高崎シティギャラリー コアホール	平成17年7月 11日(月)～13日(水)
地域移行セミナー (発展コース)	4日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成18年1月 17日(火)～20日(金)
知的障害者の健康 管理セミナー	3日	50人	群馬厚生年金会館 (ウエルシティ前橋)	平成17年11月 9日(水)～11日(金)

※募集に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当:山崎)

TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368 E-mail yamazakit@nozomi.go.jp

9 平成18年度以降の障害福祉課関係予算について

平成18年度予算要求は、本格的な新法の実施に向けた要求となり、新制度に沿った形となるため、今までの事業を大幅に組み替えることや、予算費目を大幅に組み替えることとしているので、今後は逐次各都道府県・市に情報提供していくとともに、各都道府県・市においても遺漏のないよう留意願いたい。

なお、進行性筋萎縮症者療養等給付事業や居宅生活支援費については、平成18年1月から義務的経費化となり、年度途中において予算費目の変更があることから、交付申請等においても費目を分ける必要が生じる。追って交付要綱を発出することとなるが、各都道府県・市においては、十分に留意の上、事務処理にあたりとともに、管内市町村に対してその旨周知願いたい。

また、平成17年度予算の執行については、厳しい財政状況の中で必要な予算を確保したところであるが、新規事業の協議等にあつては、18年度以降の制度改革なども踏まえ、真に必要な事業が十分に精査されたい。

さらに、平成16年度予算執行にあたっては、各地方自治体において受け入れ未済がないよう、特に注意されたい。